Ⅰ 日常生活自立支援事業とは

日常生活自立支援事業の概要

1 目的

日常生活自立支援事業（以下、「本事業」とする）は、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの利用に関する援助等を行なうことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援することを目的とします。

なお、本事業の名称は、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成 17 年 3 月 31 日社援発第 0331021 号社会・援護局長通知)の第 2 次改正(平成 19 年 5 月 15 日社援発第 0515002 号社会・援護局長通知)により、「地域福祉権利擁護事業」から「日常生活自立支援事業」に変更されました。

2 対象者

本事業では、原則として次の(1)(2)のいずれの要件にもあてはまる人を対象とします。

(1) 判断能力が十分でない人

本事業の利用対象者となる「判断能力が十分でない人」とは認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等であって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な人をいいます。

認知症と診断された高齢者、療育手帳や精神障がい者保健福祉手帳を有する人に限るものではありません。

また、本事業による援助の対象者は、居宅で生活している人に限定するものではありません。

(2) 契約能力のある人

本事業の利用対象者となる「契約能力のある人」とは、本事業の契約書および支援計画の内容について理解しうる能力を有していると認められる人をいいます。「契約締結判定ガイドライン」（以下、ガイドラインと表記する）による調査に基づいて、本事業の内容を理解しているかどうかを判断します。

なお、本事業契約の内容について理解し得る能力がないと判断された人であっても、「法定代理人等」の代理人との間で必要な契約を締結することができれば、本事業を利用することができます。

※ 以下、「法定代理人等」との記載がある場合は、次の人を指すものとします。
- 成年後見人、本事業契約についての代理権を有する保佐人、補助人
- 本事業契約についての代理権を有する任意後見人
- 未成年者の親権者、未成年後見人

3 事業のしくみ

(1) 事業の実施主体

本事業は、社会福祉法第 81 条の規定に基づき都道府県社会福祉協議会が行うこととされている福祉サービス利用援助事業、当該事業に従事する者の資質の向上のための事業ならびに福祉サービス利用援助事業に関する普及啓発を行うものの総称です。事業の実施主体は、都道府県社会福祉協議会又は政令指定都市社会福祉協議会とされていますが、実施主体は、その事業の一部を市町村社会福祉協議会等に委託することができます。（「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」(令和 2 年 3 月 6 日　社援発 0306 第 30 号　厚生労働省社会・援護局長通知))

(2) 府内全市町村社会福祉協議会等への事業委託

大阪府社会福祉協議会は、事業の一部を府内（大阪市、堺市を除く）の市町村社会福祉協議会に委託をして、その機関との連携・協力によりこの事業を行います。

大阪府社会福祉協議会が実施機関に委託する業務は次のとおりです。

① 相談
② 利用申請の受付
③ 本事業の契約を締結する能力の確認及びサービスの必要性に関する調査及び契約を円滑に行うための手続

（疑義のある場合には、大阪府社会福祉協議会の権利擁護推進審査会で審査します。）

④ 契約書・支援計画書・預かり書等、事業実施に必要な書類の作成
⑤ 利用者との契約の締結及び解除
⑥ 利用契約及び支援計画にもとづく援助
⑦ ①～⑥の業務にかかる専門員、生活支援員の配置

(3) 大阪府社会福祉協議会と実施機関との関係

実施機関は、業務の実施について、いつでも大阪府社会福祉協議会と協議ができ、また、必要に応じて大阪府社会福祉協議会に対して助言を求めることができます。

大阪府社会福祉協議会は、業務の実施について定期的に、また必要に応じて実施機関から報告を受け、意見を述べたり、調査を行うことがあります。

(4) サービスを提供する実施機関

本事業の実施について、各実施機関の対応する担当地域は、それぞれの市町村域とします。

施設入所者、入院患者等で、住民票が、施設や病院の所在地と異なる場合は、入所、入院している施設・病院の所在地を担当地域とする実施機関がサービスを実施することを原則とします。

ただし、施設、病院を一時的、短期的に利用し、在宅に戻ることが明らかな場合は、入院、入所前の住所を担当地域とする実施機関がサービスを実施します。同様に、施設・病院の退所・退院が明らかで、退所・退院後の居住地が確保される場合は、その居住地を担当地域とする実施機関がサービスを提供します。

既に契約をし、支援を行っている利用者が他市へ転出する場合は、契約中の実施機関と転出先の実施機関との間で事業の利用について調整を図ります。（**第 3 章Ⅱ9「転出・転入**

の場合の取り扱い」、p67～参照）

4 実施するサービスの範囲

〈1〉 日常生活自立支援事業では、以下の(1)～(3)のサービスを実施します。

(1)福祉サービスの利用援助

① 福祉サービスを利用し、または利用をやめるために必要な手続き
② 福祉サービスの利用料を支払う手続き
③ 福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き
④ 住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約および住民票の届出等の行政手続に関する援助、その他福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助

(2) 日常的金銭管理サービス

① 年金および福祉手当ての受領に必要な手続き
② 医療費を支払う手続き
③ 税金や社会保険料、公共料金を支払う手続き
④ 日常の生活費（食費、日用品費、家賃等）を支払う手続き
⑤ ①～④のために必要な通帳（日常金銭管理用の通帳）の預かり
⑥ ①～④の支払いにかかわる預貯金の払戻、預貯金の解約、預貯金の預け入れの手続き

(3) 書類等預かりサービス（預かることができる書類等）

① 年金証書
② 日常金銭管理用の通帳を除く預貯金の通帳（ただし、日常生活に必要な支払いのための取り崩しが予測される場合で、日常金銭管理用の通帳を含め、おおむね1,000 万円を超えない範囲とします）
③ 権利証
④ 契約書類
⑤ 保険証書
⑥ 実印や銀行印
⑦ その他、実施機関が適当と認めた書類（日常金銭管理用通帳のカードを含む）

〈2〉 どのサービスを利用するかについては、利用者一人ひとりで異なるため、利用者ごとに支援計画を定め、支援計画に基づいたサービスの提供を行います。

〈3〉 施設への入所や病院への入院に関し、契約の代理を行うことや入所、入院の際の身元引受人になることは、事業の目的から想定していません。日常生活自立支援事業でできる支援について充分に理解を求め、施設や病院と役割分担を図ってください。

5 支援方法の基本方針

(1) 相談、助言、情報提供、連絡調整

利用者の自己決定を尊重するために、「相談・助言」「情報提供」「連絡調整」を中心に支援を行い、利用者が自ら各種の手続きを行えるように支援することが基本です。

(2) 代行

利用者の依頼を受けて、利用者が作成した書類等を届け、金融機関より払戻を受けた日常生活費を利用者に届けたり、利用者から現金を預かって支払いを行う等の支援を「代行」といいます。

(3) 代理

利用者に代わって第三者が法律行為を行うことを「代理」といいます。

本事業で行使できる代理権の範囲は、利用者の自己決定権を尊重する観点から限定されています。具体的には、福祉サービスの利用料や医療費、税金、社会保険料、公共料金等の代金の支払い手続きや利用者が指定した金融機関口座の払戻があげられます。

代理権を設定する必要がある場合は、金融機関に代理人届を出します。

なお、「相談」「助言」「情報提供」「連絡調整」「代行」「代理」の考え方については、**第 2 章Ⅱ「福祉サービス利用援助契約書の解説」第 3 条(p24)、第 6 条(p27～)**及び**第 4 章Ⅳ「契約締結後の業務マニュアル」(p79～)**についても参照してください。

6 適正な事業実施のためのしくみ

(1) 権利擁護推進審査会

① 大阪府社会福祉協議会に設置され、隔月で開催されます。事業の契約を締結する契約能力及び必要性等に疑義がある場合に、専門的な見地から審査を行って契約の適正さを確保するとともに、利用者を支援する際の留意点などの助言を行います。

② 役割

- 本人の契約締結能力及び解約時の意思能力を審査すること
- 本事業での支援の必要性を審査すること
- 支援計画の内容の適切さを審査すること
- 実施機関からの解約への同意を与えること
- 実施機関からの相談に対して助言を行うこと

(2) 運営適正化委員会(運営監視小委員会)

大阪府社会福祉協議会の中に設置されている運営適正化委員会（運営監視小委員会）は、本事業の充実ならびに透明性、公平性を担保するために、大阪府社会福祉協議会地域福祉部権利擁護推進室及び各実施機関の事業全般の実施状況について監視するとともに、必要に応じて調査、助言、勧告を行います。

大阪府社会福祉協議会地域福祉部権利擁護推進室及び各実施機関は運営監視小委員会に対し、事業の実施状況を報告する義務があります。

(3) 大阪府社会福祉協議会による実地調査、大阪府社会福祉協議会への報告

事業実施状況の適正化を図ることを目的に、事業実施主体である大阪府社会福祉協議会（地域福祉部権利擁護推進室）が委託先（実施機関）に対し、指導監督の一環として実施します。

大阪府社会福祉協議会が実施機関の事務手続き、ケース記録の整備、保管・金銭管理の

実施状況、預かり物品の保管状況等について調査、指導を行います。また、これらの内容について、実施機関に報告を求めることがあります。

詳細については、**第 4 章Ⅰ2「適切な運営を図るための指導・監督」(p72～)**を参照してください。

(4) 大阪府社会福祉協議会への苦情申出

利用者は日常生活自立支援事業のサービスに関する苦情について、実施機関と話し合いをしても解決しなければ、大阪府社会福祉協議会に苦情を述べることができます。利用者から苦情があれば、大阪府社会福祉協議会から実施機関に対し、苦情の内容について調査を行うこともあります。